

相互清掃業務委託契約書

株式会社 Rina Transport (以下「甲」という。) と () (以下「乙」という。) は、甲および乙が互いに清掃業務を委託し、以下のとおり契約を締結する。

第1条 (契約の目的)

甲および乙は、互いに下記に定める清掃業務 (以下「本業務」という。) を委託し、相手方はこれを受託する。

第2条 (業務内容)

本業務の内容は、各当事者が別途協議の上決定する。

第3条 (契約期間)

本契約の有効期間は、【 年 月 日】から1年間とする。

ただし、期間満了日の3か月前までにいずれか一方が書面による別段の申し入れをしない場合、本契約はさらに1年間自動延長されるものとし、その後も同様とする。

第4条 (委託料および支払条件)

- 互いの委託料は、各業務ごとに協議の上決定する。
- 支払条件は毎月締め翌月末までに相手方指定の銀行口座へ振込により支払う。
- 振込手数料は支払者の負担とする。

第5条 (再委託)

各当事者は、本業務の履行にあたり事前に相手方の承認を得て第三者に再委託できる。

第6条 (事故・破損等の責任)

- 業務遂行中に建物、設備、備品等を破損または汚損した場合、速やかに相手方に報告し、自己の責任と費用で原状回復または損害賠償を行う。
- 作業中に発生した人身事故や第三者への損害についても同様とする。
- 相手方がやむを得ず損害を立替えた場合、当該当事者はその全額を速やかに弁償する。

第7条 (損害賠償)

本契約に違反し、相手方または第三者に損害を与えた場合、当該当事者はその損害を賠償する。

第8条 (秘密保持)

業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。

第9条 (反社会的勢力の排除)

- 各当事者は、自らまたは自社の役員・従業員が反社会的勢力に属さないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 相手方が反社会的勢力に該当すると判明した場合、催告なしに本契約を解除できる。
- 前項解除により生じた損害について、解除を行った当事者は責任を負わない。

第10条 (管轄裁判所)

本契約に関する訴訟は甲乙協議の上、拠点所在地を管轄する地方裁判所とする。

第11条 (契約解除)

各当事者が本契約に違反した場合、相手方は催告の上、契約を解除できる。

第12条 (その他特記事項)

清掃に使用する資機材、消耗品等の費用は、施工者の負担とする。

第13条 (協議事項)

本契約に定めのない事項、または通常と異なる事情が発生した場合は、法令・商慣習に従い、都度協議して定める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

【甲】

【乙】